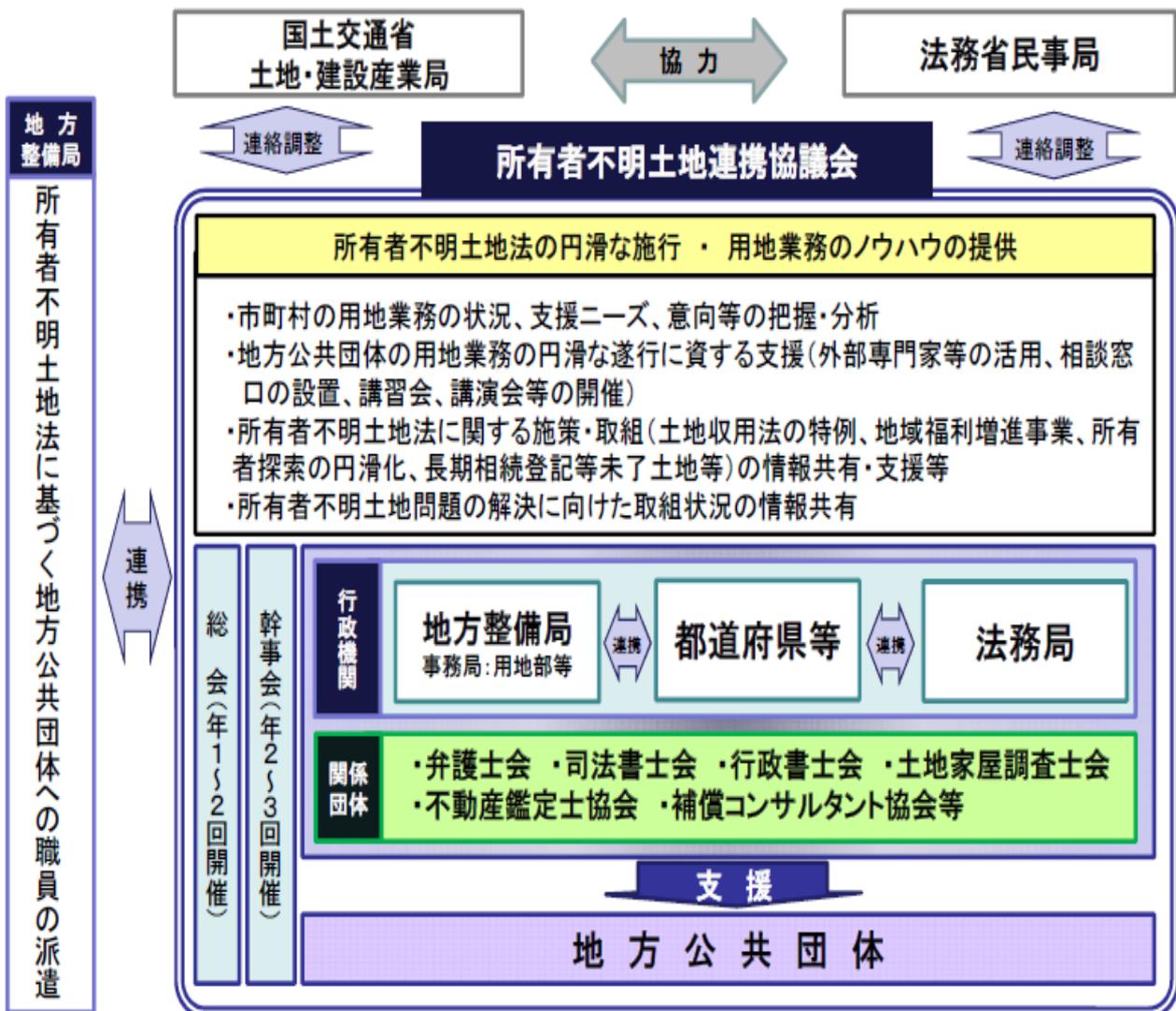


(全国10地区で協議会を設立)

所有者不明土地法の円滑な施行を図るため、全国10地区（北海道、東北、関東、北陸、中部、近畿、中国、四国、九州、沖縄）において、国土交通省、法務省、地方公共団体、関係士業団体等が連携する協議会が設置された（図表1参照）。各地区の設立総会は、それぞれ1月下旬から2月中旬に開催されている。協議会の概要や各地区における活動状況などについては、国土交通省土地・建設産業局のサイト [http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo\\_tk2\\_000115.html](http://www.mlit.go.jp/totikensangyo/totikensangyo_tk2_000115.html) に掲載されており、それらを紹介する。

図表1 所有者不明土地連携協議会の概要

(国土交通省記者発表資料(1月23日)より)



### （協議会の活動内容及び構成員）

協議会の活動内容については、図表 1 にも記載されているが、各地区の協議会規約の中では中国地区が比較的詳細に規定しているので、これを紹介する。

#### [中国地区所有者不明土地等連携協議会の活動]

1. 所有者不明土地法に関する施策・取組（地域福利増進事業の実施、土地収用法の特例、財産管理に関する民法の特例、所有者探索の円滑化、特定登記未了土地に関する不動産登記法の特例等）の情報共有
2. 所有者不明土地問題の解決に向けた取組の情報共有
3. 地方公共団体からの相談体制の構築
4. 地方公共団体の用地取得の隘路の解決に向けた事例紹介や解決策の提案
5. 用地業務に関する専門家等の活用を図っていくための方策の提案
6. 構成員等による講習会や講演会等の開催
7. 前各号に掲げるもののほか、前条の目的（注：所有者不明土地法の適正かつ円滑な施行を図り、地方公共団体が行う用地業務に関して支援等を行うことにより、用地業務の円滑な遂行に寄与）を達成するために必要なこと

協議会の構成員については、各地区とも、国土交通省、法務省、地方公共団体、関係士業団体等が参加しているが、中部地区及び九州地区では準会員（準構成員）という形で、防衛省、農林水産省、インフラ事業者等も加わっている。

### （協議会における主な報告・発言）

各地区の協議会設立総会の議事要旨から、地方公共団体及び関係士業団体等の主な報告・発言を紹介する。

#### ○地方公共団体

- ・ 平成 28 年熊本地震及び平成 29 年九州北部豪雨の被災市町村である益城町、南阿蘇町、朝倉市の首長より災害復旧事業における所有者不明土地問題の現状報告が行われ、首長からの報告を受けて、熊本県及び福岡県から協議会の役割についての発言があった。【九州地区】
- ・ 県内市町村において用地事務の専門部署がなかったり、用地職員が不足している現状がある。県としても研修会等を実施し市町村との連携やスキルアップに取り組んでいるが、協議会が設立されたことで、更なる市町村支援に期待したい。【近畿地区・奈良県】
- ・ これまで個人情報保護の観点で得られなかった他部門が保有する内部情報について、取得可能となったのは大きな変換点と認識。用地部門が税務部門から土地所有者確知情報を取得し、土地所有者の連絡先が判明した事例を紹介。【北海道地区・札幌市】

## ○関係士業団体等

- ・ 各府県弁護士会の中には、自治体の空家対策協議会への委員派遣や自治体担当者を対象とした事例検討会を実施したり、財産管理人候補者の研修を行うこと等により、これに携わる弁護士の質と量の確保を図ると共に、公的要請による財産管理人制度の利用を円滑化するための工夫を関係機関と協議しながら検討している会もある。【近畿地区・弁護士会】
- ・ 所有者不明土地及び空き家問題に関する各種相談体制や、不在者又は相続財産管理人業務の実績等について紹介。空き家については道内複数市町村と協定を締結し財産管理人の申立て等を既に進めていることなどの事業活動を紹介。【北海道地区・司法書士会】
- ・ 相続関係図や相続人一覧表の作成は、事実証明書類であり、行政書士の本来業務である。入管業務や帰化申請等も業務範囲であるため、外国籍の方や在外邦人に対しても専門職として取り組める。【近畿地区・行政書士会】
- ・ 全国の土地家屋調査士が持っている情報を、個人情報や業務上の守秘義務を守った上で、いかに連携させ繋げていくかが大事だと考えている。【近畿地区・土地家屋調査士会】
- ・ (地域福利増進事業に関し、) 鑑定評価額は評価の条件により変わることがあり得るため、対象不動産の物的確認及び権利の態様の確認において、依頼者となるであろう公共団体等事業者と今後ともより協議をすべきと考える。【近畿地区・不動産鑑定士協会】
- ・ 補償コンサルタント登録 8 部門の内、土地調査部門、土地評価部門に関する業務や、事業認定申請書及び裁決申請書作成を請け負ってきた実績から、指定申請書作成分野においてもノウハウを活用してもらえると考えている。【北海道地区・補償コンサルタント協会】

6月には所有者不明土地法が全面施行され、同法に基づく地域福利増進事業も行うことができるようになる。同事業の実施を始めとした所有者不明土地対策の円滑な推進のため、協議会の活動が一層本格化することを期待したい。

(山本 健一)